

企業年金基金規約変更公告

電子情報技術産業企業年金基金規約の一部変更があったので、確定給付企業年金法第11条に基づき、電子情報技術産業企業年金基金規約第5条の規定により、次のように公告する。

1、増加実施事業所の名称および所在地

電子情報技術産業企業年金基金

東京都千代田区

---

2、新たに実施事業所となった日

平成 30 年 5 月 1 日

3、所轄厚生局届出年月日

平成 30 年 6 月 11 日

平成 30 年 6 月 18 日

電子情報技術産業企業年金基金

